

工事契約制度を改正します。 (平成20年1月から実施)

平成19年11月
仙台市契約課

〈調査基準価格の改正〉

◎調査基準価格(相当額)の改正について

- ・調査基準価格の算出方法を次のとおり改正します。

現行:純工事費(※)×1.0+現場管理費×0.2

改正後:純工事費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.5

(※)純工事費:直接工事費+共通仮設費

(注)上記の純工事費、現場管理費、一般管理費は、予定価格の純工事費、現場管理費、一般管理費をいう。以下同じ。

- ・調査基準価格の公表時期を事前公表から事後公表に改正します。

現行の調査基準価格は、公告等において事前に公表していますが、改正後は事後公表とします。

なお、予定価格については従来どおり事前に公表します。

〈失格基準の導入〉

◎最低制限価格の廃止について

- ・予定価格1億円未満の案件については、最低制限価格を廃止し、新たに失格基準を導入します。

総額で失格を判断する最低制限価格制度を廃止し、工事費構成費目ごとに失格基準を設定する制度を新たに導入して、いずれかの費目で失格基準を下回った場合を失格とします。

現行:調査基準価格相当額×0.9を下回った入札⇒失格

改正後:純工事費×0.85

現場管理費×0.65

一般管理費×0.45

} いずれかを下回った入札⇒失格

- ・失格基準の公表時期は事後公表とします。

失格基準の公表時期は、調査基準価格と同様に事後公表とします。

〈特別重点調査の改正〉

◎特別重点調査対象案件の改正について

- ・予定価格1億円以上の案件については、特別重点調査を廃止し上記の失格基準を適用します。

但し、予定価格24億1千万円以上のWTO案件は特別重点調査を廃止せず継続します。

- ・特別重点調査適用基準額の算出方法を改正します。

現行の特別重点調査適用基準額の算出方法は最低制限価格の算出方法と同一としていますが、改正後は失格基準の算出方法と同一とします。

現行:調査基準価格×0.9を下回った入札⇒特別重点調査

改正後:純工事費×0.85

現場管理費×0.65

一般管理費×0.45

} いずれかを下回った入札⇒特別重点調査

- ・特別重点調査適用基準額の公表時期を事前公表から事後公表に改正します。

現行の特別重点調査適用基準額は、公告等において事前に公表していますが、調査基準価格と同様に事後公表とします。

〈積算内訳書等の提出〉

◎積算内訳書の提出

- ・工事費構成費目内訳書の提出を求めます。

予定価格1千万円以上の工事について今回の失格基準の導入に伴い、円滑な入札事務を執行するために、積算内訳書の他に新たに「工事費構成費目内訳書」(別紙様式)の提出を求めることとなります。

- ・予定価格5百万円以上1千万円未満の工事についても積算内訳書の提出を求めます。

現行では予定価格5百万円以上1千万円未満の工事について、必要に応じて積算内訳書の提出を求めています。

上記の工事について、調査基準価格相当額を下回る入札があった場合、今回導入の失格基準の調査のため積算内訳書及び工事費構成費目内訳書の提出を求めることとなります。

〈現行制度の継続〉

◎予定価格1億円以上の工事

- ・低入札価格調査(WTO案件は特別重点調査も)を継続します。
- ・調査基準価格を下回る価格で落札し、現在施工中の場合は他の工事への参加資格の厳格化を図ります。
- ・調査基準価格を下回る価格で落札した場合は、契約保証金を引上げ、前払い金を引下げます。また、落札後は契約締結の辞退を認めておりません。なお、契約の締結ができない場合は指名停止の対象となります。

◎予定価格1億円未満の工事

- ・調査基準価格相当額を下回る価格で落札した場合は、契約保証金を引上げ、前払い金を引下げます。また、落札後は契約締結の辞退を認めておりません。なお、契約の締結ができない場合は指名停止の対象となります。

〈実施時期〉

◎今回の改正は平成20年1月から実施します。

- ・制限付き一般競争入札については平成20年1月に公告する案件から実施対象になります。
- ・指名競争入札については平成20年1月に指名通知があった案件から実施対象になります。

【お問い合わせ先】

財政局契約課工事契約係
電話 022-214-8125

(案)

入札参加者用

◎工事費構成費目内訳書

工事件名

上記工事について、工事費構成費目の内訳は次のとおりです。

住所

商号又は
名称

氏名

印

費 目	積 算 額
1 直接工事費	
2 共通仮設費	
3 純工事費(1+2)	
4 現場管理費	
5 一般管理費	
合計(3+4+5)	

特別重点調査適用基準額又は
失格基準と対比する価格

※消費税相当額は含まない。

◎制度改正概要一覧表

予定価格	入札方式	低入札等基準額		失格等判断基準	
		現行	改正	現行	改正
24.1億円	特例政令適用制限付き一般競争入札(WTO)	調査基準価格 算出方法 純工事費×1.0+ 現場管理費×0.2	調査基準価格 算出方法 純工事費×0.9+ 現場管理費×0.7+ 一般管理費×0.5	特別重点調査適用基準額 判断基準 調査基準価格×0.9を 下回った入札⇒特別重点調査	特別重点調査適用基準額 判断基準 純工事費×0.85 現場管理費×0.65 一般管理費×0.45 いずれかを 下回った入札 ⇒特別重点調査
1億円	制限付き一般競争入札	調査基準価格相当額 算出方法 純工事費×1.0+ 現場管理費×0.2	調査基準価格相当額 算出方法 純工事費×0.9+ 現場管理費×0.7+ 一般管理費×0.5	最低制限価格 判断基準 調査基準価格相当額×0.9を 下回った入札⇒失格	失格基準 判断基準 純工事費×0.85 現場管理費×0.65 一般管理費×0.45 いずれかを 下回った入札 ⇒失格
1千万円	指名競争入札	調査基準価格相当額 算出方法 純工事費×1.0+ 現場管理費×0.2	調査基準価格相当額 算出方法 純工事費×0.9+ 現場管理費×0.7+ 一般管理費×0.5	最低制限価格 判断基準 調査基準価格相当額×0.9を 下回った入札⇒失格	失格基準 判断基準 純工事費×0.85 現場管理費×0.65 一般管理費×0.45 いずれかを 下回った入札 ⇒失格
5百万円					

【参考】

低入札調査種別	
現行	改正
低入札価格調査	低入札価格調査
特別重点調査	特別重点調査
特別重点調査	低入札価格調査
調査基準価格相当額を下回る価格で落札した場合、低入札調査は行わないが、工事コスト・施工計画書等の調査や確認などを行うと共に契約保証金を引上げ、前払い金を引下げる。	
調査基準価格相当額を下回る価格で落札した場合、低入札調査は行わないが、工事コスト・施工計画書等の調査や確認などを行う。	

◎調査基準価格等公表時期改正一覧表

項目	現行	改正
予定価格	事前公表(改正なし)	
調査基準価格	事前公表	事後公表
調査基準価格相当額	事前公表	事後公表
最低制限価格	事前公表	
失格基準		事後公表
特別重点調査適用基準額	事前公表	事後公表

※予定価格5百万円以上1千万円未満の案件については、従来どおり、予定価格、調査基準額相当額、失格基準は事後公表とする。